



栃木県公報

令和2(2020)年
8月11日(火)
第129号

目次

○予定保安林	告示	741
○大規模小売店舗の変更の届出	公告	741

告示

栃木県告示第461号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年8月11日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町大山田下郷字赤土3472、3474、3475、3478、3481、3494-1、3494-3、3494-22、3494-26、3494-28、3494-30、3494-45、3494-68、3494-69、3494-72、字上欠下886、字町向3415-1、3416、3417、3420-1、3421、3423から3431まで、字丸山3471、字谷川沢889、3366、3368から3373まで、3375、3377から3380まで、3386から3390まで、3392、3393、3397-18、3397-21、3397-25、3397-28、3401、3403、3404、3406から3414まで、字和田3456、3460、3461、3462-2、3462-4、3463、3464、3467から3469まで、3674

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

公告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和2(2020)年12月11日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 2 (2020) 年 8 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグさくら喜連川店
さくら市喜連川字松並3592番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 23 号	東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1	令和 2 (2020) 年 6 月 1 日

- 4 届出年月日
令和 2 (2020) 年 7 月 30 日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)